

京都市訓令甲第35号

庁 中 一 般

京都市助役事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

第1条第1項の表高木助役の項を削り、同表松井助役の項中「、会計室及び上下水道局」を「及び会計室」に改め、「並びに」の右に「市会事務局、」を加え、同表毛利助役の項を次のように改める。

毛 利 助 役	都市計画局，建設局，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会事務室に関する事務
星 川 助 役	文化市民局，産業観光局，区役所及び上下水道局に属する事務並びに選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局に関する事務

第2条第1項中「、国際交流、観光振興及び安心安全ネットの推進に関する事務は高木助役が」を削り、「松井助役が」の右に「、総合交通政策」を加え、「国家戦略としての京都創生の推進」を「国際交流」に改め、「毛利助役が」の右に「、安心安全ネット及び観光振興に関する事務は星川助役が」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、国家戦略としての京都創生に関する事務は、毛利助役及び星川助役が共同で担任する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)